

令和5年度 事業計画書



社会福祉法人香取市社会福祉協議会



香取市社会福祉協議会
マスコットキャラクター

あや香ちゃん

I 事業方針

少子高齢化の進展による人口減少、家族や地域社会の変容を背景に、様々な福祉ニーズが顕在化しています。また、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、社会的孤独や孤立、生活困窮等地域における支援のニーズは、一層、複雑化・多様化しています。国においては、地域共生社会の実現に向けた支援体制の構築などの内容を盛り込んだ改正社会福祉法が施行され、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」に一体的に取り組む「重層的支援体制整備事業」が制度化されており、今年度から香取市の委託を受け本会が実施することになります。さらに、国際的には豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて、官民ともに取り組んでおり、この目標の実現は、社会福祉がこれまで進めてきた歩みにつながるものです。

社会福祉協議会も、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進することが求められており、本会においては、地域福祉を推進する方針である「第2次香取市地域福祉活動計画」及びその取り組みを支えるための経営の指針となる「第2次基盤強化計画」に基づき、その目標達成のため順次取り組みを進めています。

また、地域福祉活動を継続的に推進していくためには、安定した組織運営と経営基盤の強化が必要不可欠となることから、法人運営及び地域福祉推進に係る補助金並びに受託金を財源とする事業についても、事業の検証や見直し等を行うことによって、必要経費の適正化について香取市との協議に継続して取り組みます。本会全体として、今後の組織運営を鑑み支所のあり方並びに介護保険及び障害福祉サービスの事業所運営についても引き続き検討をしていきます。

新型コロナウイルス感染症に振り回された約3年ではありましたが、コロナ前の状態に戻るのではなく、コロナ禍での経験をいかしたニューノーマルに合った新たな取り組みを進め、住民が望んでいることをその地域で解決できるよう支援し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことができる社会の実現を目指した取り組みを推進していきます。

Ⅱ 重点事項

1 第2次地域福祉活動計画並びに第2次基盤強化計画の遂行

地域福祉を推進する方針を示した「地域福祉活動計画」と経営の指針である「基盤強化計画」は、双方バランスがとれてこそはじめて機能する一対の本会にとっての最重要計画です。

地域福祉活動計画は、行政計画である香取市地域福祉計画他その他の計画と連動し、かつ相乗効果があり地域の力をより発揮できることを旨とし、基盤強化計画については自主財源の確保を第一に、また香取市や千葉県社会福祉協議会等からの財政的支援を得られる活動を行える計画としています。

2 重層的支援体制整備事業の推進

重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本年度が実施初年度であることから、本会としてこれまでの経験をいかしながら市の関係各課や地域包括支援センター、香取障害者支援センター等の支援機関その他関係機関との連携及び協議を図り有効で強固な支援体制を構築してきます。

3 権利擁護事業の充実

(1) 日常生活自立支援事業（すまいる）

ひとり暮らし高齢者や障がいをお持ちの方々が在宅で安心して暮らせるよう、本人の意思によって福祉サービスを選ぶ手助けや生活費等の日常的な金銭の管理を千葉県社会福祉協議会からの受託事業として行っています。

近年、若年層やいわゆる障害ボーダーの方の利用者が増えているため、香取障害者支援センターや香取CCC等関係機関と連携し、従来からの支援スタイルの変容にも柔軟に対応していきます。

また、本事業の利用者のなかには相談が本会へつながった時点で借金や公共料金の滞納があったり、家族や身近な人から金銭搾取を受けていたり、悪質な消費者被害にあっている等、様々な課題を抱えていることが少なくありません。本事業はこうした複合的な課題を抱える事例においても、関係機関と連携し、権利侵害の回復や新たな被害の発生防止に効果を発揮できるよう支援していきます。

(2) 法人後見事業

本事業は、知的障がいや精神障がい、認知症等によって判断能力が十分な状態ではない方々の、日常生活自立支援事業より大きな預貯金等の財産管理や不動産、施設入所等のあらゆる契約に関する法律行為を成年後見制度に則り行っています。

本年度も、本事業にとって一番のパートナーである家庭裁判所との関係をより強固なものとし、また日常生活自立支援事業との連携により、適当な後見人等がなく生活に困窮している方を対象に事業展開していきます。

両事業ともに、円滑な利用者支援の実施は当然ながら、財産を預かることイコール利用者のすべてに寄り添うといっても決して過言でないことから、責任も重くその内容についても複雑多岐にわたり関わる時間も大きいと、担当職員の負担は大きいものがあります。

両事業ともに、現時点で見合う収入が見当たらないため、近未来要望に応えられない状況が必ず起き得ます。本会としては、いかに不可欠な事業であるかを行政や県社協に理解していただき、財政支援を得ることができるよう、まず実績を積み上げながら、今後確実に拡大する需要に対応できる職員体制を整えていきます。

4 生活困窮者への支援

本会では従前より法外援護事業の一つとして生活資金等の貸付や食料援助を実施していましたが、コロナ禍の状況で日々の食料の確保にも事欠く状況が見て取れたため、食料支援事業の『かとりフードパントリー』として実施しています。徐々に継続的に協力してくれている方々も増えてきていますが、昨今の食料品の値上げ等もあり物品が集まりづらい状況です。このため、配布食料の確保についても市内農家等の篤志者や企業等からの協力を得ながら実施していきます。

5 生活福祉資金コロナ特例貸付の債権管理

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国の対応策として、現行の緊急小口資金及び総合支援資金制度を令和4年9月末まで特例として拡大実施をしました。昨年度より償還が開始されていますが、コロナ前の生活状況まで戻っていない方々にも返済を求めていることから、償還免除申請や債務整理の報告が多くあります。

償還期間は10年と長い期間にわたることから、より丁寧な対応と香取自立相談支援センター等の相談機関や香取市と緊密な連携を図りながら引き続き支援を行っていきます。

6 地域ぐるみ福祉振興基金の運用

令和3年度に購入した「期限前償還条項付・株価指数リンク債(発行体:大和証券(株))」が、想定以上の期間運用でき果実を得ることができたことから地区社会福祉協議会やボランティア等への助成財源の一部として有効に活用していました。

本基金の前年度末残高は約1億3千万円と一見大きく見えますが、これの取り崩しをしないことには、現在予算編成もままならない状態となっていることから、経営バランスを考慮しながら自主財源確保の観点からもこの効果的な運用を研究していきます。

7 介護保険事業所及び障害福祉サービス事業所の運営と見直し

法人の経営基盤となる介護保険及び障害福祉サービス事業所の安定的な事業所運営に取り組みます。しかしながら、実際には法人の経営を圧迫している事業もあることから収益の均衡がとれない事業については、各事業所の課題を整理し、収益の改善について管理者を中心に進捗管理を行っていきます。

ただし、これらの事業を実施している以上は、本会の性格上当然利用者第一をモットーとしたサービスを提供していく必要があることから、管理体制の強化や従事者の

資質とサービス向上等あらゆる事柄に対し注力していきます。

8 本所の機能強化及び支所の出張所化の検討

本会本所事務所は本年1月に JR 佐原駅近くに開館した『みんなの賑わい交流拠点コンパス』に移転しました。ボランティア活動室や相談室を備えていることから地区社会福祉協会やボランティア団体等地域福祉活動を行う方々に利用されていますが、これを機により利用しやすく来所しやすい環境を整えていきます。

また、現在本会には正職員13名、契約・非常勤職員（訪問介護事業ヘルパーを含む）40名が在籍し、本所及び3支所の4つの事務所に分散して勤務しています。本所は職員数こそいますが地域に出向き活動する機会が多く人数が不足している状況であり、特にコンパス移転に伴う分散勤務では少人数で対応せざるを得ない状況であり通常業務にも支障がありました。そのため、より人数を集中させることによって情報共有が可能にまた地域へも出向きやすくなり、より地域の方々に関わる時間は増えることが考えられます。近い将来、現状のままの体制を維持することは困難になることから対策を講じることとし支所の「出張所化」を検討する必要があります。

Ⅲ 実施事項

1. 社会福祉事業区分 ◎は重点的に取り組む内容 ㊦は新たに取り組む内容

事業名	目的・概要	主な実施事項
(1) 法人の運営	法人の円滑・適正な運営のための計画立案及びその進捗状況の管理を行う。また組織・事業・経営を評価しながら効率的かつ効果的な運営を図る。	① 理事会の開催(3～5回) ② 評議員会及び定時評議員会の開催(2～3回) ③ 正副会長会議の開催(3～4回) ④ 評議員選任・解任委員会の開催(適時) ⑤ 監事監査の実施(2回) ⑥ 内部監査の実施(4回) ⑦ 役員等先進地視察研修会の実施 ⑧ 事業責任者等による会議の開催(適時) ⑨ 事業担当者による会議の開催(適時)
(2) 組織体制の基盤強化	「基盤強化計画」に基づく、組織の更なる充実・強化に努める。	◎ <u>① 第2次基盤強化計画の遂行</u> ② 会員の増強 * 一般会費 1世帯 800円 * 賛助会費 1口 1,000円 * 法人会費 1口 2,000円 ・ 会費納入方法の検討 ◎ <u>③ 地区社会福祉協議会への支援の強化</u> ◎ <u>④ 香取市との連携の強化</u> ◎ <u>⑤ まちづくり(住民自治)協議会との連携</u> ◎ <u>⑥ 社会福祉関係団体及び当事者団体との連携及び協力</u> ◎ <u>⑦ 関係機関及び相談機関との連携及び協力</u> ⑧ 社会福祉法人や社会福祉施設との連携及び協力 ⑨ 県社協及び県内外市町村社会福祉協議会との連携及び交流 ⑩ 福祉分野以外の団体等との連携及び協力(商工業団体、企業等) ◎ <u>⑪ 自主財源の確保のための新規事業と資産運用の研究</u> ⑫ 地域福祉事業協力店、協力企業の募集 ・ 「あや香ちゃん募金箱」の設置 ・ 企業等の社会貢献活動の取り組みへの支援 ・ かつりフードパントリーへの協力依頼 ⑬ 職員の資質向上 ・ 研修への積極的な参加 ⑭ ICTの利活用の検討 ⑮ 市や関係機関の会議の出席や計画への参画 ⑯ 独自の職員給与規程制定のための研究(市法人監査指摘事項)

<p>(3) 広報啓発活動</p>	<p>住民に役立つ社会福祉関係情報の提供と本会に対する理解と協力を得るための活動を展開する。</p>	<p>① 広報紙「ふれあい」の発行(5・8・10・1月) ・ 広報委員会の開催(4回) ・ 広告掲載企業の募集 ・ 広報紙のリニューアルの検討</p> <p>② ホームページの管理運営 ・ 効果的活用と掲載内容の充実</p> <p>③ SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の運用の検討</p> <p>④ 社会福祉大会の開催</p> <p>⑤ 本会マスコットキャラクター「あや香ちゃん」の活用</p> <p>⑥ パンフレットの配布 ・ パンフレットのリニューアルの検討</p> <p>⑦ 市, 県社協, 県共募の広報誌の活用</p> <p>⑧ マスコミの効果的な活用</p>
<p>(4) 共同募金配分事業</p>	<p>共同募金配分を活用して高齢者、障害者(児)、児童・青少年の支援を行い、地域福祉の増進を図る。</p>	<p>① 一般配分事業の実施 ・ 高齢者福祉活動 ・ 障害者(児)福祉活動 ・ 児童, 青少年福祉活動 ・ その他の福祉活動</p> <p>② 歳末配分事業の実施 ・ 歳末たすけあい配分委員会の開催(年3回)</p> <p>◎ <u>・配分事業及び配分方法の見直しと検討(生活困窮世帯への効果的配分)</u></p>
<p>(5) 居宅生活支援事業</p>	<p>障害者総合支援法に基づき、身体・知的・精神障害者(児)にホームヘルパーを派遣することにより障害者の日常生活および社会生活を支援する。</p>	<p>① 身体, 知的, 精神障害者(児)へのホームヘルプサービスの提供 ・ 利用者宅での食事, 排泄, 家事等の日常生活援助と自力では困難な日常行為の援助 ・ 従事者の育成, 研修, 健康管理, 感染症対策等 ・ 利用者または家族等の相談援助業務 ・ ICT利活用の検討 ・ 適正なサービスの提供と利用者の拡大 ・ 苦情解決処理体制の確立 ・ 利用料金の口座振替への移行の推進</p> <p>◎ <u>・事業所運営の抜本的な見直し</u></p>
<p>(6) 貸付事業</p>	<p>一時的な生活困窮世帯等の経済的自立と安定した生活の維持を図る。</p>	<p>① 小口資金貸付事業の実施(本会独自の貸付)</p> <p>② 生活福祉資金貸付事業の実施(県社協委託)</p> <p>③ 臨時特例つなぎ資金貸付事業の実施(県社協委託)</p> <p>④ 民生委員児童委員, 香取自立支援相談センターとの連携</p> <p>◎ <u>⑤ 償還指導と滞納世帯への対応</u></p> <p>⑥ 債権の適正な管理と不良債権の適正な整理(市法人監査指摘事項)</p>

<p>(7) 地域ぐるみ福祉振興基金運営事業</p>	<p>基金の有効的な活用により自主財源及び地区社協やボランティアの活動費の一部として助成する。</p>	<p>◎ <u>① 安全かつ有利な運用の研究</u> ② 基金及び果実の地域福祉活動への効果的な配分及び法人運営に関する財源としての活用</p>
<p>(8) 地域福祉活動推進事業</p>	<p>地域福祉活動計画に基づき、地区社会福祉協議会(地区社協)を核とした地域活動の活性化と住民参加と協働によるコミュニティ活動の推進を図る。</p> <p>住民が抱える悩み事に対し、福祉に関する情報の提供や支援、関係機関との連携・協力により福祉の増進を図る。(福祉総合相談事業)</p>	<p>◎ <u>① 第2次地域福祉活動計画の遂行</u> ② 市との密接な連携(市地域福祉計画及び各種計画との連動) ③ 地域の担い手の育成 ④ 市民に顔が見える取り組みの推進</p> <p>◎ <u>⑤ 地区社協活動への支援</u> ・地区社協への情報提供と相談助言等の支援 ・地区社協活動への助成 ・地区社協活動推進連絡会の開催</p> <p>◎ <u>⑥ 地域サロン活動(集いの場)の拡大の取り組み支援</u> ⑦ 見守り活動等の充実に向けた取り組み支援</p> <p>◎ <u>⑧ 自治会,まちづくり協議会との連携</u> ⑨ コミュニティソーシャルワーカーの育成 ⑩ 給食サービス事業の実施 ・事業の継続及び内容の検討</p> <p>⑪ 心配ごと相談所の開設(毎月第1木曜日) ・今後の運営の見直しの検討</p> <p>⑫ 介護に関する相談(随時) ⑬ ボランティアに関する相談(随時) ⑭ 生活困窮に関する相談(随時) ⑮ 貸付金に関する相談(随時) ⑯ 権利擁護に関する相談(随時) ⑰ その他の福祉全般に係る相談(随時) ⑱ 継続性の確保及び行政提出のための相談に関する記録と職員間での共有</p>

<p>ボランティア活動の充実と制度外ニーズへの対応を図る。</p>		<p>⑱ ボランティアセンターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア養成講座の開催 ・専門(技術)ボランティアの養成 ・ボランティアコーディネートとニーズとのマッチング業務(随時) ・ボランティアの発掘とニーズの研究 ・ボランティア保険加入の受付(随時) ・ボランティアに関する相談と情報の提供(随時) ・ボランティア活動への助成 <p>⑳ ボランティア連絡協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業との連携 ・ボランティアグループの横の繋がり構築
<p>福祉教育活動の推進を図る。</p>		<p>㉑ 福祉教育活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育実践校への助成 ・福祉教育学習への支援(体験講座の開催, 講師の派遣及び紹介, 資機材等の貸出) ・福祉教育学習用資機材の整備 ・福祉教育に関する情報提供 ・小, 中, 高校生の社会体験学習等の受入 ・教育委員会との連携
<p>災害時に備えた体制整備の強化を図る。</p>		<p>㉒ 災害ボランティアセンター(VC)の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害VC立ち上げ訓練の実施の検討 <p>◎ <u>・災害対応ボランティア(テクニカルボランティア含む)の事前確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応準備品及び資機材の整備 ・「災害時職員初動対応マニュアル・災害VC運営マニュアル」の運用及び見直し ・市担当課との緊密な連携 ・県社協及び県内外市町村社協との連携
<p>介護保険外のサービスの提供と生活支援体制整備事業との連携。</p>		<p>◎ <u>㉓ 「ちょいさぼ」サービスの運営</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の拡大と対象範囲の検討 ・生活支援体制整備事業との連携 ・担い手の確保
<p>その他の地域福祉事業の実施。</p>		<p>㉔ 日常生活用具(車イス)の貸出</p> <p>㉕ 法外援護事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行旅人への交通費の貸出 ・かとりフードパントリーの実施 ・善意の寄附物品の生活困窮世帯への提供 <p>㉖ ふれあいスポーツ大会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催 ・開催方法の検討及び見直し <p>㉗ 障がい者フライングディスク大会の開催</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催 ・開催方法の検討及び見直し
(9) 成年後見事業	<p>本会が法人として成年後見人等となることにより、被後見人等の財産管理、身上監護を中心とした日常生活支援を行い、その権利を擁護する。</p>	<p>◎ ① かとり成年後見センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催(適時) ・パンフレットの活用 ・家庭裁判所及び関係機関との連携 ・弁護士, 司法書士(リーガルサポート), 社会福祉士(ばあとなあ)等の専門家との協力 ・日常生活自立支援事業との連携 ・職員体制と対象範囲の検討
(10) 受託事業	<p>香取市からの委託事業を円滑に実施する。</p>	<p>① 小見川社会福祉センターの運営管理 〔指定管理：R5年度～R9年度〕</p> <p>② 障害者紙オムツ給付事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な配付の実施及び配布員の確保 ・ICT利活用の検討 ・苦情解決処理体制の確立 ・利用料金の口座振替への移行の推進 <p>◎ ③ 生活支援体制整備事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター職員の質の向上 ・個別課題への対応 <p>④ 福祉避難所運営事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時における運営体制の構築 <p>㊦ ⑤ 重層的支援体制整備事業の実施</p> <p>ア. 多機関協働事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複雑化・複合化した相談の整理、重層的支援会議の開催 ・重層的支援会議等による情報共有や役割分担、支援の方向性の整理 ・包括的相談支援機関との連携 <p>イ. 参加支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の狭間のニーズに対応するため、地域やサービス(専門職)との繋がりを段階的に回復する支援 <p>ウ. アウトリーチ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人への働きかけとつながり続ける支援 ・本人との信頼関係の構築
	<p>千葉県社会福祉協議会からの委託事業を円滑に実施する。</p>	<p>◎ ⑥ 日常生活自立支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の周知及び関係機関との連携 ・適切な支援と生活支援員の確保 ・県後見支援センターとの連携 ・利用者データの適正な管理

		<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制の強化と支援方法の検討 ・法人後見事業との連携 ⑦ 生活福祉資金貸付及び臨時特例つなぎ資金貸付事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・申込者の相談と連帯保証人等との面接, 調査 ・県社協との緊密な連携 ・福祉事務所, 民生委員児童委員, 香取自立支援相談センターとの連携 ・償還指導と滞納世帯への対応 ◎ コロナ特例貸付の債権管理
	<p>その他の団体からの事務局業務を円滑に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 市高齢者クラブ連合会事務局の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・各種事業の企画立案, 実施 ・役員会及び各専門部会会議の開催 ・市担当課や各支部との連絡調整 ・県老連, 地区高連との連携及び連絡調整 ・支部担当者の指導 ・生活支援体制整備事業との連携 ⑨ 市高齢者クラブ連合会各支部事務局の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・各種事業の企画立案, 実施 ・役員会及び各専門部会会議の開催 ・市高連や単位クラブとの連絡調整, 市高連事業への参加協力 ・生活支援体制整備事業との連携 ⑩ 香取地区高齢者クラブ連合会事務局の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・各種事業の企画立案, 実施 ・役員会及び各専門部会会議の開催 ・各市町高(老)連や県老連との連絡調整 ◇ 上記三団体ともに委託内容の検討

2. 公益事業区分

◎は重点的に取り組む内容

事業名	目的・概要	主な実施事項
(1)介護保険事業	介護保険制度に基づく訪問介護事業・介護予防訪問介護事業を適正に実施するとともに、質の高いサービスを提供する。	① 指定訪問介護事業所の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者宅での食事, 排泄, 家事等の日常生活援助と自力では困難な日常行為の援助 ・従事者の育成, 研修, 健康管理, 感染症対策等 ・利用者または家族等への相談援助業務 ・ICT利活用の検討 ・利用者の拡大のためのPR活動 ・苦情解決処理体制の確立 ・利用料金の口座振替への移行の推進 ◎ <u>・事業所運営の抜本的な見直し</u>
	介護保険制度における居宅介護支援事業を法令及び契約に基づき適正に実施する。	② 指定居宅介護支援事業所の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画, 介護予防居宅サービス計画の作成 ・サービス事業者等関係機関との連絡調整 ・利用者または家族等への相談援助業務 ・要介護・要支援認定調査業務 ・ICT利活用の検討 ・苦情解決処理体制の確立 ◎ <u>・事業所運営の抜本的な見直し</u>
	介護保険制度に基づく訪問入浴事業・介護予防訪問入浴事業を適正に実施するとともに、質の高いサービスを提供する。	③ 指定訪問入浴介護事業所の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者宅での入浴の援助 ・従事者の育成, 研修, 健康管理, 感染症対策等 ・利用者または家族等への相談援助業務 ・ICT利活用の検討 ・利用者の拡大のためのPR活動 ・苦情解決処理体制の確立 ・利用料金の口座振替への移行の推進 ◎ <u>・事業所運営の抜本的な見直し</u>
	香取市介護保険特別給付に基づく紙オムツ給付事業を円滑に実施する。	④ 紙オムツ給付事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な配付の実施と配付員の確保 ・ICT利活用の検討 ・ケアマネジャーとの連携 ・苦情解決処理体制の確立 ・利用料金の口座振替への移行の推進

3. その他の事業

◎は重点的に取り組む内容

事業名	目的・概要	主な実施事項
(1) 千葉県共同募金会香取市支会の運営	社会福祉法人千葉県共同募金会の香取市地区を担当する支会として共同募金運動を推進する。	① 一般募金(赤い羽根共同募金)運動の実施 ・自治会連合会との連携 ・イベント等における街頭募金活動の実施 ・納入方法の検討 ② 歳末募金(歳末たすけあい募金)運動の実施 ・民生委員児童委員協議会との連携 ・自治会連合会との連携 ・納入方法の検討 ◎ <u>・佐原地区の歳末募金方法の自治会との調整</u>